

民間賃貸住宅を建築経営する事業者を再募集

那賀町内に住宅の供給促進を図るため、民間賃貸住宅を建築経営する個人又は法人に対して、その費用の一部を補助します。前回の民間賃貸住宅整備基準（戸数）を緩和し再募集します。

【申込期限】 事前協議書（別記様式1号）を令和元年10月31日までに住民課まで提出して下さい。添付書類については後日で結構です。選考し選定となります。

【問合せ先】 詳細については、那賀町役場住民課（電話62-1194）へお問い合わせいただくか那賀町のホームページをご確認下さい。

「那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付要綱（案）」の概要（予算成立後、要綱となります。）

（交付対象者）

- 町税及び町に納付すべき公共料金を滞納していない者
- 暴力団の構成員でない者
- 暴力主義的破壊活動を行なう団体に所属していない者

（補助対象経費）

住宅の建築工事、設備工事及び外構工事に要する経費。

（補助金の額）

- （1）補助金の率及び額は、1戸当たり補助対象経費の30%以内又は、床面積1㎡当たり6万円以内のいずれか少ない方の額とする。限度額は300万円とする。
- （2）事業者が町内に住所を有する場合又は住宅を建築する工事施工者が町内建設業者の場合、補助金の率を40%以内とする。事業者が町内に住所を有し、かつ工事施工者が町内建設業者の場合、補助金の率を50%以内とする。
- 2 町で生産された乾燥木材を住宅に使用した場合、内外装を問わず部材1m³当たり5万円以内、1戸当たり50万円以内を前項とは別に補助することができる。

（町有地の貸付）

町有地を住宅建築用地として無償貸付することができる。ただし、その期間は30年を超えない期間とし、更新することができる。

土地の概要 那賀町小仁宇字大坪138-1 新小仁宇団地造成地1号地 敷地予定面積約1400㎡

（新築した住宅の管理）

10年間は新築した住宅の用途を変更、又は取り壊してはならない。

住宅に入居する者は入居時に住宅の住所地に住民票を移し、町の住民となること。

「町有地に建築する民間賃貸住宅整備基準」の概要

（基本的条件）

単身者向住宅 1階又は2階建て 5戸以上

玄関、居室、台所、洗面所、浴室、トイレを設けなければならない。

浴室とトイレは別室とする。

駐車場は、1戸につき普通車1台分を設けなければならない。

民間賃貸住宅の建築を支援します。建築経営する事業者を募集します。

那賀町内に定住を促進するため民間賃貸住宅を建築する個人又は法人に対して、その費用の一部を補助し、町有地を住宅建築用地として無償貸付し、民間賃貸住宅の供給促進を図ります。

【説明会】 平成31年5月31日（金）午後1時30分 地域交流センター
応募を希望される方は参加して下さい。
参加される方は準備の都合がありますので前日までに住民課まで連絡して下さい。

【申込期限】 事前協議書（別記様式1号）を平成31年7月31日までに住民課まで提出して下さい。
添付書類については平成31年9月30日までに提出して下さい。選考し選定となります。

【問合せ先】 詳細については、那賀町役場住民課（電話62-1194）へお問い合わせいただくか那賀町のホームページをご確認下さい。

「那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付要綱（案）」の概要（予算成立後、要綱となります。）
（交付対象者）

町税及び町に納付すべき公共料金を滞納していない者
暴力団の構成員でない者
暴力主義的破壊活動を行なう団体に所属していない者

（補助対象経費）

住宅の建築工事、設備工事及び外構工事に要する経費。

（補助金の額）

- （1）補助金の率及び額は、1戸当たり補助対象経費の30%以内又は、床面積1㎡当たり6万円以内のいずれか少ない方の額とする。限度額は300万円とする。
（2）事業者が町内に住所を有する場合又は住宅を建築する工事施工者が町内建設業者の場合は、補助金の率を40%以内とする。事業者が町内に住所を有し、かつ工事施工者が町内建設業者の場合は、補助金の率を50%以内とする。
- 2 町で生産された乾燥木材を住宅に使用した場合、内外装を問わず部材1m³当たり5万円以内、1戸当たり50万円以内を前項とは別に補助することができる。

（町有地の貸付）

町有地を住宅建築用地として無償貸付することができる。ただし、その期間は30年を超えない期間とし、更新することができる。

土地の概要 那賀町小仁宇宇大坪138-1 新小仁宇団地造成地1号地 敷地予定面積約1400㎡

（新築した住宅の管理）

10年間は新築した住宅の用途を変更、又は取り壊してはならない。

住宅に入居する者は入居時に住宅の住所地に住所を移し、町の住民となること。

「町有地に建築する民間賃貸住宅整備基準」の概要

（基本的条件）

単身者向住宅 1階又は2階建て 10戸以上

玄関、居室、台所、洗面所、浴室、トイレを設けなければならない。

浴室とトイレは別室とする。

駐車場は、1戸につき普通車1台分を設けなければならない。